



「特定技能 1号の採用までの流れ」について

ベトナム人トラックドライバー

会場：長崎県庁 1階 大会議室C

令和 7年 3月 21日 (金)

あたご自動車学校 事業部長 三木信広

○プロフィール

福岡県の自動車学校にて42年間在籍。一昨年までの25年間は福岡県トラック協会をはじめ、九州の各県トラック協会・全日本トラック協会などの事故防止における安全運転研修を担当。昨年1月より、あたご自動車学校にて大型、二種関係等の事業を構築するために招かれて現在の業務を行っています。

○技能実習生と特定の比較

「特定技能 1号」は人手不足のための人材を確保する制度で、給与は日本人従業員と同等以上が基本、転職可となり在留期間が通算5年までとなる。

自動車運送業、(バス・タクシー・トラック) 鉄道、林業、木材産業は2024年3月に追加されました。

	特定技能		技能実習
	1号	2号	
創設年	2019年 (平成31年)		1993年 (平成5年)
目的	労働力不足の解消		国際貢献、技術移転
在留期間	更新可 (通算5年) 1年、6か月または4ヶ月ごとの更新	更新可 (制限なし) 3年、1年または6か月ごとの更新	更新可 (最長5年)
家族帯同	不可	可	不可
日本語能力	試験結果の証明必要	試験結果の証明不要	試験結果の証明不要
採用方法	国内、海外どちらも可 直接雇用、紹介会社等		海外から招聘 送り出し機関から紹介
仕事内容	12業種のみ	2業種のみ 重機、造船・船用工業	厚労省基準による
技能の程度	特定産業分野に属する 相当程度の技能	特定技能分野に属する 熟練した技能	技能実習法に規定された技能
転職・転籍	可		不可

◎ベトナムからの**送出し機関 N国営企業** (写真①)

N企業とは、政府機関のベトナム科学アカデミー省の唯一の国営企業です。技術、投資、貿易サービスの3つの分野で事業の発展を構築している企業である。約50の企業などの管理、運営を行っている管理会社として展開し、その中に人材派遣、自動車学校、日本語学校がある。



送出国営企業の会長との面談 ①

本事業におけるN国営企業の役割(ベトナム国内での募集・教育など)

○N国営企業の人材派遣会社(過去の実習生に対する**募集**など)

過去に技能実習制度より約5万人ほど、日本に派遣している。トラックドライバー募集については過去の実習生を対象に実施。

- ・過去に技能実習2号等を終了した者。
- ・普通自動車免許を取得している者。

○N国営企業の日本語学校 (写真②)

- ・240名(14教室)が収容でき、寮を完備
- ・特定技能評価試験の教育、指導を実施。
- ・日本の生活習慣・マナーなどの教育、指導。



日本語学校 ②



姉妹校調印式 ③

○H自動車学校 (写真③)

- * あたご自動車学校と姉妹校提携(R7年2月18日)
- 日本の道交法など教育、指導。
- 実車、シミュレーターなどによる**実車訓練**。



プロフィール

株式会社 あたご 長崎県長崎市星取1丁目10番
代表取締役社長 井口國雄

- ・あたご自動車学校
- ・五島自動車学校
- ・長崎クレーン学校

設立1961年1月



あたご自動車学校の役割(国内にて免許・講習などを実施)

- * H自動車学校、N企業の日本語学校への資料、教材、情報提供
- ・オンラインにてベトナムの実習生に対し評価試験対策を実施
- ・準中型免許・普通車(合宿にて約14日~21日取得)「心・技・学三位一体」教育と互護の精神
- ・訪日後の「特定活動期間6か月」にて約1か月程で免許取得、教育など終了
- ・フォークリフト講習、テールゲート講習、高所作業車、クレーンなど受講可
- ・初任運転者研修:指導、監督の12項目15時間の受講可
- 事故を起こさない、違反をしない、モラル、マナーを持ったトラックドライバーの育成
- * ベトナム国内・日本国内にて教育を行い、優秀な交通社会人の育成を目指す! 3



アジア産業交流協同組合(略称NAIX)の概要

設立:平成9年5月7日 長崎県異業種産業交流会のメンバーで設立

【許可・認可・登録】

長崎アジア産業交流協同組合 長崎県 1997年4月

監理団体:一般監理事業 許1712001856 (技能実習1号~3号)

登録支援機関許可:19登-003251 (特定技能)

有料職業紹介事業所:42-ユ-300048

申請取次者及び母国語相談員2名所属(日本語講習及び寮施設完備)

受入れ実績:500名以上(機械金属・農業・宿泊業など24職種に対応)



【事業内容】

組合員の事業に関する共同研究開発事業

組合員の事業に関する共同研究商品の共同生産及び共同開発事業

組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生共同受入に係る職業紹介事業

【お問合せ先・申し込み】

長崎県アジア産業交流協同組合(登録支援機関 19登-003251)

長崎県長崎市大橋町10番22号 TEL095(841)7633 URL <https://naix.jp> MAIL naix@gol.com

4

③義務的・任意的支援とは(義務的支援10項目)

<p>①事前ガイダンス ・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・戻国金徴収の有無等について、ビデオ・テレビ電話等で説明</p>	<p>②出入国する際の送迎 ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行</p>	<p>③住居確保・生活に必要な契約支援 ・借主保証人になる・社宅を提供する等 ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助</p>	
<p>④生活オリエンテーション ・日常に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明</p>	<p>⑤公的手続等への同行 ・必要に応じて住居地・社会保険・税などの手続の同行、書類作成の補助</p>	<p>⑥日本語学習の機会の提供 ・日本語教室等の入学金内、日本語学習教材の提供等</p>	<p>⑦相談・苦情への対応 ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等</p>
<p>⑩日本人との交流促進 ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等</p>	<p>⑨転職支援(人員整理等の場合) ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合は転職先を探す手伝いや、持商状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要行政手続の情報の提供</p>	<p>⑩定期的な面談・行政機関への通報 ・支援責任者が外国人及びその上司等を定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報</p>	

①所属機関（企業）に関する要件
 i 自動車運送業トラック区分の上乗せ要件

1. 道路運送法に規定する自動車運送事業を営業者
 であること

2. 下記のいずれかであること

① 働きやすい職場認証の取得

※法人単位の取得が基本



② 安全性優良事業所（Gマーク）の保有

※事業所単位での取得であるが、同法人内であれば
 外国人を受け入れる事業所以外で保有している場合も可

3. 自動車運送業分野特定技能協議会（※）の
 構成員になり、必要な協力を行うこと

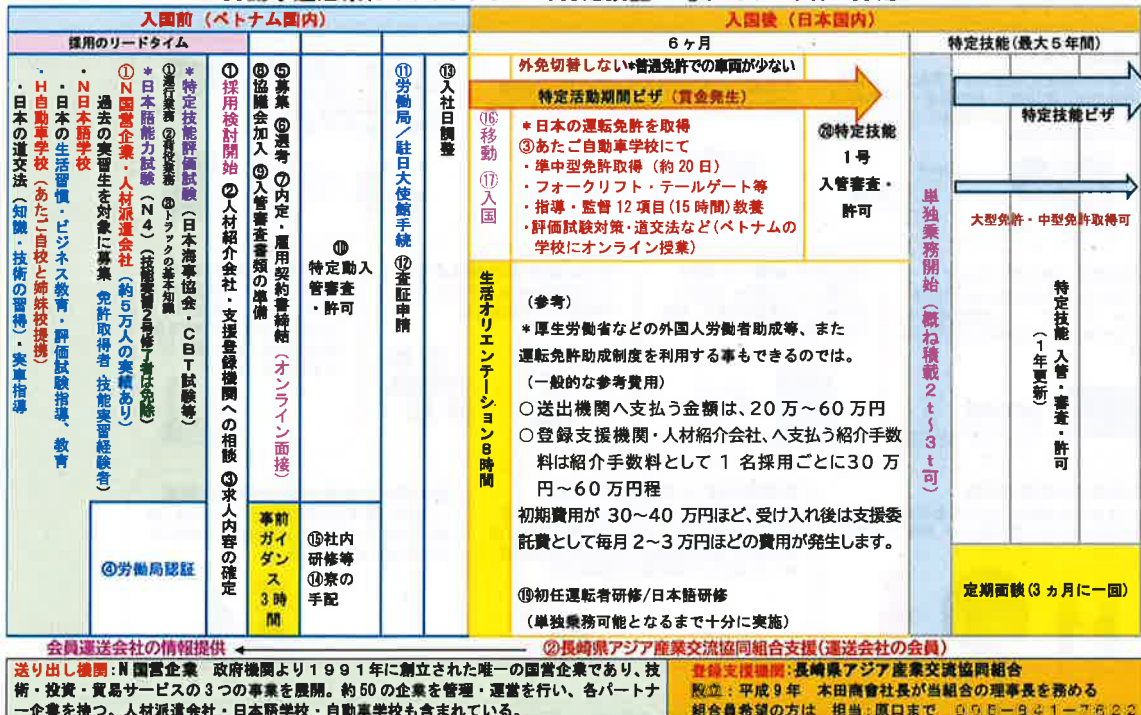
※特定技能制度の適切な運用を図るために設置されている機関。

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について」（2024年3月29日 閣議決定）
 特定技能制度に関するQ&A（出入国在留管理庁ホームページ 2024年4月16日閲覧）

14

6

自動車運送業(トラックドライバー)特定技能1号(ベトナム人)の採用プロセス



7